

## 戸別浄化槽の負担及び管理区分

### ◎設置工事に係る市及び個人の実施区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（ブロワ含む） ②浄化槽本体工事に係る附帯工事	①配管工事 → 指定工事店へ依頼 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧等 ④既設浄化槽の撤去 ⑤屋外コンセントの設置工事（ブロワ用） ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者への許可申請

### ◎設置工事に係る市及び個人の負担区分

市が負担する部分	個人が負担する部分
①法定検査（年1回）及び保守点検（年3回）に要する費用 ②汲取り及び清掃（年1回）に要する費用 ③修繕費用（但し、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体及びブロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

## 浄化槽工事費等負担区分図

